

条例第 11 号

宇和島市建築関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 4 日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

宇和島市建築関係手数料条例（平成17年条例第191号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

							ウ <u>床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</u> 22,000円
							エ <u>床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの</u> 29,000円
							オ <u>床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u> 51,000円
						(2) <u>30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの</u> _____ _____ _____ _____ _____	(2) <u>建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの審査を受ける建築物 次に掲げる当該建築物の建築、移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> _____
						_____ 15,000円	ア <u>床面積の合計が30平方メートル以内のもの</u> 24,000円
							イ <u>床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの</u>

[illegible]

							る部分の床面積 (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積） (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（(4)に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1 (4) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1
2	法第88条第1項及び第2項において準用	工作物確認 申請手数料	(略)	2	法第88条第1項及び第2項において準用	工作物確認 申請等手数料	(略)

の		能基準に適合するかどうかの検査を受けない建築物 次に掲げる当該建築物の建築、移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
		ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの
	14,000円	14,000円
		イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの
		17,000円
		ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの
		23,000円
		エ 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの
		31,000円
		オ 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
		52,000円

	(2) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの			(2) 建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの検査を受ける建築物 次に掲げる当該建築物の建築、移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
		17,000円		
				イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 23,000円
				ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 29,000円
				エ 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 42,000円
				オ 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの

							72,000円
			(3) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの				備考 上記(1)及び(2)の床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める面積について算定する。 (1) 建築物を建築した場合(移転した場合を除く。) 当該建築物に係る部分の床面積 (2) 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合 当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1
			23,000円				
			(4) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの				
			31,000円				
4	法第88条第1項及び第2項において準用する法第7条第1項の規定に基づく工作	工作物完了検査申請手数料	(略)	4	法第88条第1項及び第2項において準用する法第7条第1項の規定に基づく工作	工作物完了検査申請等手数料	(略)

	物の完了検査 の申請				物の完了検査 の申請又は法 第18条第20項 の規定に基づ く工作物の完 了の通知に対 する審査		
5	長期優良住宅 の普及の促進 に関する法律 (平成20年法 律第87号) 第 5条第1項か ら第5項まで の規定に基づ く長期優良住 宅建築等計画 の認定の申請 に対する審査	長期優良住 宅建築等計 画認定申請 手数料	次に掲げる当該申請を行う者の区 分に応じ、それぞれ次に定める金 額 (1) (略) (2) (略) (3) 長期優良住宅建築等計画 が法第6条第1項に規定する建 築基準関係規定に適合するかど うかの審査を申し出る者 次に 掲げる額を合算した金額 ア (略) イ 1の項金額の欄に掲げる建 築物の建築又は移転 に係る部分の区分に応じ、そ れぞれ同項同欄に規定すると ころにより算定した当該手数 料の金額と同一の額	5	長期優良住宅 の普及の促進 に関する法律 (平成20年法 律第87号) 第 5条第1項か ら第5項まで の規定に基づ く長期優良住 宅建築等計画 の認定の申請 に対する審査	長期優良住 宅建築等計 画認定申請 手数料	次に掲げる当該申請を行う者の区 分に応じ、それぞれ次に定める金 額 (1) (略) (2) (略) (3) 長期優良住宅建築等計画 が法第6条第1項に規定する建 築基準関係規定に適合するかど うかの審査を申し出る者 次に 掲げる額を合算した金額 ア (略) イ 1の項金額の欄に掲げる建 築物の建築、移転、修繕若し くは模様替又は用途の変更 に係る部分の区分に応じ、そ れぞれ同項同欄に規定すると ころにより算定した当該手数 料の金額と同一の額

5 — 2 (略)				5 — 2 (略)			
5 — 3	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（同法第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合及び同条第3項の規定による管理者等が選任された場合に係るものを除く。）に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。） （1）（略） （2） 長期優良住宅建築等計画が法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者 次に掲げる額を合算した金額 ア （略） イ 1の項金額の欄に掲げる建築物の建築又は移転 に係る部分の区分に応じ、それぞれ同項同欄に規定するところにより算定した当該手数料の金額と同一の額	5 — 3	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（同法第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合及び同条第3項の規定による管理者等が選任された場合に係るものを除く。）に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。） （1）（略） （2） 長期優良住宅建築等計画が法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者 次に掲げる額を合算した金額 ア （略） イ 1の項金額の欄に掲げる建築物の建築、 <u>移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更</u> に係る部分の区分に応じ、それぞれ同項同欄に規定するところにより算定した当該手数料の金額と同一の額
5 — 4 ～ 5 — 5				5 — 4 ～ 5 — 5			

[illegible]

		評価書の交付を受けている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) <u>1戸建ての住宅</u>（人の居住の用以外の用に供する部分(以下この項_____において「非住宅部分」という。)を有しないものに限る。以下この項_____において同じ。) _____ _____ _____ _____ 6,100円 (イ) <u>共同住宅等</u>（<u>共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。</u>） 次に掲げる申請の対象とする範			_____の交付を受けている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) _____住宅（人の居住の用以外の用に供する部分(以下この項及び7の項において「非住宅部分」という。)を有しないものに限る。以下この項<u>及び7の項</u>において同じ。) <u>申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> _____ a <u>1戸</u> _____ 6,100円 b <u>2戸以上4戸以下</u> _____ 11,900円 c <u>5戸以上15戸以下</u> _____ 25,000円 (イ) <u>非住宅建築物</u>（人の居住の用に供する部分を有しない建築物をいう。以下この項<u>及び7の項</u>において同じ。） <u>床面積の合計につい</u>
--	--	--	--	--	---

[illegible]

[illegible]

	いて、(イ) aに掲げる戸 数の区分に応じ、それぞ れ(イ) aに定める金額 と同一の額				
(b)	共用部分の床面積 の合計について、(イ) bに掲げる面積の区分に 応じ、それぞれ(イ) bに 定める額				
(c)	非住宅部分の床面 積の合計について、(イ) bに掲げる面積の区分に 応じ、それぞれ(イ) bに 定める額				
c	住宅及び非住宅部分 次 に掲げる額を合算した金 額				
(a)	申請に係る住戸の 数について、(ア) に掲 げる戸数の区分に応じ、 それぞれ(ア) に定める 金額と同一の額				
(b)	非住宅部分の床面 積の合計について、(イ) に掲げる面積の区分に 応じ、それぞれ(イ) に				

[illegible]

							計が200平方メートル以 上の住戸に限る。) 46,600円
						(c)	2 戸以上 4 戸以下 83,900円
						(d)	5 戸以上15戸以下 139,900円
						b	建築物エネルギー消費性 能基準等を定める省令(平 成28年経済産業省・国土交 通省令第1号)第10条第2 号イ(2)及びロ(2)に 掲げる基準による審査 申請に係る住戸の数につ いて、次に掲げる戸数の区 分に応じ、それぞれ次に定 める金額
						(a)	1 戸(床面積の合 計が200平方メートル未 満の住戸に限る。) 21,500円
						(b)	1 戸(床面積の合 計が200平方メートル以 上の住戸に限る。) 23,100円
						(c)	2 戸以上 4 戸以下

[illegible]

	に定める金額		に定める金額
	a <u>住戸 申請に係る住戸の 数について、次に掲げる戸 数_____の区分に応じ、それ ぞれ次に定める金額</u>		a <u>b の基準以外の基準によ る審査 次に掲げる主要 な用途の区分に応じ、それ ぞれ次に定める金額</u>
	(a) <u>1 戸</u>		(a) <u>工場、倉庫その他 これらに類する用途(以 下この項及び7の項に おいて「工場等の用途」 という。) 非住宅部分 の床面積の合計につい て、次に掲げる面積の区 分に応じ、それぞれ次に 定める金額</u>
	_____		_____
	_____		i <u>300平方メートル未 満</u>
	_____		<u>28,000円</u>
	_____		ii <u>300平方メートル以 上1,000平方メートル 未満</u>
	_____		<u>37,700円</u>
	_____		iii <u>1,000平方メートル 以上2,000平方メート ル未満</u>
	_____		<u>52,300円</u>
	<u>41,700円</u>		

			(b) <u>2戸以上5戸以下</u> _____ _____ _____ _____ <u>83,900円</u>				(b) <u>その他の用途 非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> _____ <u>i 300平方メートル未満</u> <u>275,600円</u> <u>ii 300平方メートル以上1,000平方メートル未満</u> <u>345,200円</u> <u>iii 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満</u> <u>445,500円</u> _____ _____
			(c) <u>6戸以上10戸以下</u> <u>118,000円</u>				
			b <u>住棟全体又は住戸及び住棟全体 住棟の総戸数について、aに掲げる戸数の区分に応じそれぞれaに定める金額と同一の額に、住棟の共用部分の床面積の合計について、次に掲げる</u>				b <u>同条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による審査 次に掲げる主要な用途の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> _____ _____

[illegible]

					i	300平方メートル未 満	105,700円		
					ii	300平方メートル以 上1,000平方メートル 未満	134,400円		
					iii	1,000平方メートル 以上2,000平方メート ル未満	176,900円		
	(ウ)	複合建築物	次に掲 げる申請の対象とする範囲 の区分に応じ、それぞれ次に 定める金額	a	住戸	申請に係る住戸の 数について、(イ) a に掲げる戸数の区分 に応じ、それぞれ (イ) a に定める金額		(ウ)	複合建築物
	b	複合建築物全体又は住戸 及び複合建築物全体	次に掲げる額を合算した金 額					次に掲 げる申請の対象とする範囲 の区分に応じ、それぞれ次に 定める金額	次に掲 げる申請の対象とする範囲 の区分に応じ、それぞれ次に 定める金額
								a	住宅
									申請に係る住戸の 数について、(ア) a、 b 又はcに掲げる戸数の区分 に応じ、それぞれ (ア) a、 b 又はcに定める金額
					b	非住宅部分	床面積の合 計について、(イ) a (a) 若しくは(b) 又はb (a) 若しくは(b) に掲げる面 積の区分に応じ、それぞれ (イ) a (a) 若しくは(b)		非住宅部分
									床面積の合 計について、(イ) a (a) 若しくは(b) 又はb (a) 若しくは(b) に掲げる面 積の区分に応じ、それぞれ (イ) a (a) 若しくは(b)

又はb（a）若しくは（b）
に定める金額

(a) 住戸の総戸数につ
いて、（イ）a
に掲げる戸数の区分
に応じ、それぞれ（イ）
a に定める金
額と同一の額
(b) 共用部分の床面積
の合計について、（イ）
bに掲げる面積の区分に
応じ、それぞれ（イ）bに
定める額
(c) 非住宅部分につい
て、次
に掲げる
審査の区分に応じ、それ
ぞれ次
に定める
額
i iiに掲げる審査以外
の審査 床面積の合
計について、次に掲げ
る面積の区分に応じ、

				それぞれ次に定める額 (i) 300平方メートル以内 291,700円 (ii) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内 464,900円 ii 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年12月経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）Ⅰ第1の1の1－2ただし書及び2の2－1ただし書に定める方法による審査 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額				
--	--	--	--	--	--	--	--	--

	(i) 300平方メートル以内	105,600円		c 住宅及び非住宅部分 次に掲げる額を合算した金額
	(ii) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内	176,800円		(a) 申請に係る住戸の数について、(ア) a、b又はcに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ(ア) a、b又はcに定める金額と同一の額
				(b) 非住宅部分の床面積の合計について、(イ) a(a)若しくは(b)又はb(a)若しくは(b)に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ(イ) a(a)若しくは(b)又はb(a)若しくは(b)に定める金額と同一の額
	(エ) 非住宅建築物 次に			

			<u>掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> a <u>(ウ) b (c) iに掲げる審査 床面積の合計について、(ウ) b (c) iに掲げる面積の区分に応じ、それぞれ (ウ) b (c) iに定める額に相当する金額</u> b <u>(ウ) b (c) iiに掲げる審査 床面積の合計について、(ウ) b (c) iiに掲げる面積の区分に応じ、それぞれ (ウ) b (c) iiに定める額に相当する金額</u> (2) 低炭素建築物新築等計画が法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者 次に掲げる額を合算した金額 ア (略) イ 1の項の右欄に掲げる建築物の建築又は移転 _____に係る部分の区分に応じ、それぞれ同項同欄に規定するところにより算定した当該手数料の金				(2) 低炭素建築物新築等計画が法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者 次に掲げる額を合算した金額 ア (略) イ 1の項の右欄に掲げる建築物の建築、移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の区分に応じ、それぞれ同項同欄に規定するところにより算定した当該手数料の金
--	--	--	--	--	--	--	--

			額と同一の額				額と同一の額
6—2	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。） （1）（略） （2） 変更に係る低炭素建築物新築等計画が法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者 次に掲げる額を合算した金額 ア （略） イ 1の項金額の欄に掲げる建築物の建築又は移転 に係る部分の区分に応じ、それぞれ同項同欄に規定するところにより算定した当該手数料の金額と同一の額	6—2	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。） （1）（略） （2） 変更に係る低炭素建築物新築等計画が法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者 次に掲げる額を合算した金額 ア （略） イ 1の項金額の欄に掲げる建築物の建築、移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更 に係る部分の区分に応じ、それぞれ同項同欄に規定するところにより算定した当該手数料の金額と同一の額
7	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （1） 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28	7	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （1） 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令

12条第1項及び第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量(以下この項において「一次エネルギー消費量」という。)の算定対象となる部分を有する建築物 次に掲げる<u>審査</u>の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア <u>同号イに掲げる基準による審査</u> 次に掲げる主要な用途の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) <u>工場、倉庫その他市長が定める用途(以下この項において「工場等の用途」という。)</u> <u>非住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項において同じ。)</u>の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満 52,200円 (イ) <u>その他の用途</u> <u>非住宅部分の床面積の合計が300</u>	11条第1項及び第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	<u>第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量(以下この項において「一次エネルギー消費量」という。)の算定対象となる部分を有する建築物</u> 次に掲げる<u>建築物</u>の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア <u>住宅</u> 次に掲げる<u>審査</u>の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) <u>(イ)又は(ウ)の基準以外の基準による審査申請に係る住戸の数について、6の項金額の欄(1)イ</u> <u>(ア)aに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ同欄(1)イ(ア)aに定める金額</u> (イ) <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令</u>
--	--	--	--

			平方メートル以上2,000平方 メートル未満 445,500円				第1条第2号イ(2)及びロ (2)に掲げる基準による審 査 6の項金額の欄(1)イ (ア) bに掲げる戸数の区分 に応じ、それぞれ同欄(1) イ(ア)に定める金額 (ウ) 同号イ(1)及びロ (2)に掲げる基準又は同号 イ(2)及びロ(1)に掲げ る基準による審査 6の項 金額の欄(1)イ(ア) cに 掲げる戸数の区分に応じ、そ れぞれ同欄(1)イ(ア) c に定める金額 イ 非住宅建築物 次に掲げる審査 の区分に応じ、それぞれ次に 定める金額 (ア) (イ)の基準以外の基 準による審査 6の項金額 の欄(1)イ(イ) aに掲げ る主要な用途の区分に応じ、 それぞれ同欄(1)イ(イ) aに定める金額
		イ 同号ロに掲げる基準による 審査 次に掲げる主要な用途 の区分に応じ、それぞれ次に 定める金額 (ア) 工場等の用途 非住 宅部分の床面積の合計が300 平方メートル以上2,000平方 メートル未満 45,800円					

			(イ) <u>その他の用途 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満</u> _____ 176,800円			(イ) <u>同項第1号ロに掲げる基準による審査 6の項金額の欄(1)イ(イ)bに掲げる主要な用途の区分に応じ、それぞれ同欄(1)イ(イ)bに定める金額</u> _____ ウ <u>複合建築物 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>(ア) 住宅 申請に係る住戸の数について、6の項金額の欄(1)イ(ア)a、b又はcに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ同欄(1)イ(ア)a、b又はcに定める金額</u> <u>(イ) 非住宅部分 床面積の合計について、6の項金額の欄(1)イ(イ)a(a)若しくは(b)又はb(a)若しくは(b)に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ同欄(1)イ(イ)a(a)若しくは(b)又はb(a)若し</u>
--	--	--	---	--	--	---

																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					</
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

							(イ) b (a) に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ同欄 (1) イ
							(イ) b (a) に定める金額と同一の金額
7-2	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項及び第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	(略)			7-2	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	(略)
7-3	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則 (平成28年国土交通省令第5号)	(略)			7-3	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則 (平成28年国土交通省令第5号)	(略)

	第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付				第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付		
8	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画が法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項に掲げる基準の適合性に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向	8	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画が法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することを確認できる書面として別に市長が定めるもの

[illegible]

			<u>囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>a 住戸 申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>(a) 1戸</u> 6,100円 <u>(b) 2戸以上4戸以下</u> 11,900円 <u>(c) 5戸以上15戸以下</u> 24,900円 <u>b 住棟全体又は住戸及び住棟全体 住棟の総戸数について、aに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれaに定める金額</u> <u>(ウ) 非住宅建築物（人の居住の用に供する部分を有しない建築物をいう。以下この項において同じ。） 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>a 300平方メートル未満</u> 11,800円			
--	--	--	---	--	--	--

			<u>b 300平方メートル 以上</u> <u>2,000平方メートル未満</u> <u>32,800円</u>				
			<u>(エ) 複合建築物(住宅の部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。以下この項において同じ。) 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u>				
			<u>a 住戸 申請に係る住戸の数について、(イ) aに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ(イ) aに定める金額</u>				
			<u>b 非住宅部分 床面積の合計について、(ウ) に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ(ウ) に定める金額</u>				
			<u>c 住戸及び非住宅部分 次に掲げる額を合算した金額</u>				
			<u>(a) 申請に係る住戸の数について、(イ) aに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ(イ) aに定め</u>				

			<u>る金額と同一の額</u>		
		(b)	<u>非住宅部分の床面積の合計について、(ウ)に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ(ウ)に定める金額と同一の額</u>		
d	<u>複合建築物全体、住戸及び複合建築物全体、非住宅部分及び複合建築物全体又は住戸、非住宅部分及び複合建築物全体 次に掲げる額を合算した金額</u>	(a)	<u>住戸の総戸数について、(イ)aに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ(イ)aに定める金額と同一の額</u>		
		(b)	<u>非住宅部分の床面積の合計について、(ウ)に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ(ウ)に定める金額と同一の額</u>		
イ	<u>その他の場合 次に</u> <u>_____に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に</u> <u>_____に定める金額</u>			イ	<u>その他の場合 6の項金額</u> <u>の欄(1)イに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同欄</u> <u>(1)イに定める金額</u>

			(ア) <u>1戸建ての住宅 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> a <u>200平方メートル未満</u> 41,700円 b <u>200平方メートル以上</u> 46,600円 (イ) <u>共同住宅等 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> a <u>住戸 申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>(a) 1戸（床面積の合計が200平方メートル未満の住戸に限る。）</u> 41,700円 <u>(b) 1戸（床面積の合計が200平方メートル以上の住戸に限る。）</u> 46,600円 <u>(c) 2戸以上4戸以下</u> 83,900円				
--	--	--	--	--	--	--	--

			(d) 5戸以上15戸以下 139,800円 b 住棟全体又は住戸及び住棟全体 住棟の総戸数について、aに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれaに定める金額 (ウ) 非住宅建築物 次に掲げる審査 の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準による審査 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (a) 300平方メートル未満 275,600円 (b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 445,500円			
--	--	--	---	--	--	--

	b	同号イ（２）及びロ（２） に掲げる基準による審査 床面積の合計について、 次に掲げる面積の区分に 応じ、それぞれ次に定める 金額	
	(a)	300平方メートル未 満	105,600円
	(b)	300平方メートル以 上2,000平方メートル未 満	176,800円
	(エ)	複合建築物 次に掲 げる申請の対象とする範囲 の区分に応じ、それぞれ次に 定める金額	
	a	住戸 申請に係る住戸の 数について、（イ） a に掲げる戸数の区分に 応じ、それぞれ（イ） a に定める金額	
	b	非住宅部分 床面積の合 計について、（ウ） a又はb に掲げる面積の区分に応 じ、それぞれ（ウ） a又はb	

				に定める金額					
			c	住戸及び非住宅部分 次					
				に掲げる額を合算した金					
				額					
				(a) 申請に係る住戸の					
				数について、(イ) a					
				に掲げる戸数の区					
				分に応じ、それぞれ(イ)					
				a に定める金額					
				と同一の額					
				(b) 非住宅部分の床面					
				積の合計について、(ウ)					
				a又はbに掲げる面積の					
				区分に応じ、それぞれ					
				(ウ) a又はbに定める金					
				額と同一の額					
			d	複合建築物全体、住戸及					
				び複合建築物全体、非住宅					
				部分及び複合建築物全体					
				又は住戸、非住宅部分及び					
				複合建築物全体 次に掲					
				げる額を合算した金額					
				(a) 住戸の総戸数につ					
				いて、(イ) a に					
				掲げる戸数の区分に応					
				じ、それぞれ(イ) a					

			<u>に定める金額と同一の額</u> <u>(b) 非住宅部分の床面積の合計について、(ウ) a又はbに掲げる面積の区分に応じ、それぞれ(ウ) a又はbに定める金額と同一の額</u> (2) 建築物エネルギー消費性能向上計画が法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者 次に掲げる額を合算した金額 ア (略) イ 1の項金額の欄に掲げる建築物の建築又は移転 <u>に係る部分の区分に応じ、それぞれ同項同欄に規定するところにより算定した当該手数料の金額と同一の額</u>				(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画が法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者 次に掲げる額を合算した金額 ア (略) イ 1の項金額の欄に掲げる建築物の建築、移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更 <u>に係る部分の区分に応じ、それぞれ同項同欄に規定するところにより算定した当該手数料の金額と同一の額</u>
8-2	建築物のエネルギー消費性能の向上等に	建築物エネルギー消費性能向上計画	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(当該金額に100円未満の端数が	8-2	建築物のエネルギー消費性能の向上等に	建築物エネルギー消費性能向上計画	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(当該金額に100円未満の端数が

	関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	画変更認定申請手数料	あるときは、これを四捨五入する。） (1) (略) (2) 変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者 次に掲げる額を合算した金額 ア (略) イ 1の項金額の欄に掲げる建築物の建築又は移転 に係る部分の区分に応じ、それぞれ同項同欄に規定するところにより算定した当該手数料の金額と同一の額		関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	画変更認定申請手数料	あるときは、これを四捨五入する。） (1) (略) (2) 変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者 次に掲げる額を合算した金額 ア (略) イ 1の項金額の欄に掲げる建築物の建築、移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更 に係る部分の区分に応じ、それぞれ同項同欄に規定するところにより算定した当該手数料の金額と同一の額	
9	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準の適合性に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規					

	能に係る認定 の申請に対する審査	定する登録住宅性能評価機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けている場合又は同法第12条第1項若しくは第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定、同法第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けている場合（これらの建築物エネルギー消費性能適合性判定又は認定に係る建築物について法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定により検査済証の交付を受けている場合に限る。）若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の交付を受けている場合 次に掲げる建築物の				
--	-----------------------------	---	--	--	--	--

			<u>区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>ア 1戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分（以下この項において「非住宅部分」という。）を有しないものに限る。以下この項において同じ。）</u> 6,100円 <u>イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。） 住戸の総戸数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>（ア） 2戸以上4戸以下</u> 11,900円 <u>（イ） 5戸以上15戸以下</u> 24,900円 <u>ウ 非住宅建築物（人の居住の用に供する部分を有しない建築物をいう。以下この項において同じ。） 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定め</u>				
--	--	--	---	--	--	--	--

			る金額				
			(ア) 300平方メートル未満				
			11,800円				
			(イ) 300平方メートル以上				
			2,000平方メートル未満				
			32,800円				
		エ	複合建築物（住宅の部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。以下この項において同じ。） 次に掲げる額を合算した金額				
			(ア) 住戸の総戸数について、イに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれイに定める金額と同一の額				
			(イ) 非住宅部分の床面積の合計について、ウに掲げる面積の区分に応じ、それぞれウに定める金額と同一の額				
		(2)	その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額				
		ア	1戸建ての住宅 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額				
			(ア) 建築物エネルギー消				

			費性能基準等を定める省令 第1条第1項第2号イ（1） （i）及びロ（1）に掲げる 基準による審査 床面積の 合計について、次に掲げる面 積の区分に応じ、それぞれ次 に定める金額 a 200平方メートル未満 41,700円 b 200平方メートル以上 46,600円 （イ） 同号イ（2）（i）及 び（3）並びにロ（2）及び （3）に掲げる基準による審 査 床面積の合計について、 次に掲げる面積の区分に応 じ、それぞれ次に定める金額 a 200平方メートル未満 21,500円 b 200平方メートル以上 23,100円 イ 共同住宅等 次に掲げる審 査の区分に応じ、それぞれ次 に定める金額 （ア） 同号イ（1）及びロ （1）に掲げる基準による審				
--	--	--	--	--	--	--	--

			<u>査 住戸の総戸数について、</u> <u>次に掲げる戸数の区分に応</u> <u>じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>a 2戸以上4戸以下</u> 83,900円 <u>b 5戸以上15戸以下</u> 139,800円 <u>(イ) 同号イ(2)(ii)及</u> <u>び(3)並びにロ(2)及び</u> <u>(3)に掲げる基準による審</u> <u>査 住戸の総戸数について、</u> <u>次に掲げる戸数の区分に応</u> <u>じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>a 2戸以上4戸以下</u> 40,200円 <u>b 5戸以上15戸以下</u> 69,400円 <u>ウ 非住宅建築物 次に掲げる</u> <u>審査の区分に応じ、それぞれ</u> <u>次に定める金額</u> <u>(ア) 同項第1号イに掲げ</u> <u>る基準による審査 床面積</u> <u>の合計について、次に掲げる</u> <u>面積の区分に応じ、それぞれ</u> <u>次に定める金額</u> <u>a 300平方メートル未満</u>				
--	--	--	---	--	--	--	--

				275,600円					
				<u>b 300平方メートル以上2,0</u>					
				<u>00平方メートル未満</u>					
				445,500円					
				<u>(イ) 同号ロに掲げる基準</u>					
				<u>による審査 床面積の合計</u>					
				<u>について、次に掲げる面積の</u>					
				<u>区分に応じ、それぞれ次に定</u>					
				<u>める金額</u>					
				<u>a 300平方メートル未満</u>					
				105,600円					
				<u>b 300平方メートル以上2,0</u>					
				<u>00平方メートル未満</u>					
				176,800円					
				<u>エ 複合建築物 次に掲げる額</u>					
				<u>を合算した金額</u>					
				<u>(ア) 住戸の総戸数につい</u>					
				<u>て、イ（ア）又は（イ）に掲</u>					
				<u>げる戸数の区分に応じ、それ</u>					
				<u>ぞれイ（ア）又は（イ）に定</u>					
				<u>める金額と同一の額</u>					
				<u>(イ) 非住宅部分の床面積</u>					
				<u>の合計について、ウ（ア）又</u>					
				<u>は（イ）に掲げる面積の区分</u>					
				<u>に応じ、それぞれウ（ア）又</u>					
				<u>は（イ）に定める金額と同一</u>					

			の額				
別表第 2（第 2 条―第 4 条関係）				別表第 2（第 2 条―第 4 条関係）			
項	事務	名称	金額（1 件につき）	項	事務	名称	金額（1 件につき）
1 ～ 5 (略)				1 ～ 5 (略)			
				6	法第52条第 6 項第 3 号の規定に基づく建築物の容積率に係る特例の認定の申請に対する審査	建築物の床面積の特例認定申請手数料	31,000円
6	(略)			7	(略)		
7	法第53条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号（同法第57条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査	(略)		8	法第53条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号（__法第57条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査	(略)	

				9	法第55条第3項又は第4項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	建築物の高さの許可申請手数料	182,000円
				10	法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	182,000円
<u>8</u>	(略)			<u>11</u>	(略)		
<u>9</u>	(略)			<u>12</u>	(略)		
<u>10</u>	(略)			<u>13</u>	(略)		
<u>11</u>	(略)			<u>14</u>	(略)		
<u>12</u>	(略)			<u>15</u>	(略)		
<u>13</u>	(略)			<u>16</u>	(略)		
<u>14</u>	(略)			<u>17</u>	(略)		
<u>15</u>	(略)			<u>18</u>	(略)		
<u>16</u>	(略)			<u>19</u>	(略)		
<u>17</u>	(略)			<u>20</u>	(略)		
<u>18</u>	(略)			<u>21</u>	(略)		

<u>19</u>	(略)			<u>22</u>	(略)		
-----------	-----	--	--	-----------	-----	--	--

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。